保護者の皆様　　令和３年４月５日

保土ケ谷養護学校長

保土ケ谷養護学校　非常時の緊急対応について

【　Ａ　】「南海トラフ地震に関連する臨時情報」発表時の対応

原則、平常通り授業を実施します。

ただし、学校より連絡があった場合はその内容に応じた対応を取ってください。

１　在宅中の発表

（１）特に学校より連絡（マチコミメールや電話連絡）がない限り、通常通りです。

２　登校中の発表

（１）保護者（又は代理人）が付き添っている場合

・・・通常通り、安全を確保しながら登校してください。

（２）スクールバス利用の場合

・・・学校へ運行を継続します。

（３）自力通学の場合

・・・通常通り登校します。

３　学校にいる場合の発表

（１）学校は情報収集に努め、安全が確保できる範囲内で、授業を続けます。

指示や連絡の届きにくい場所での活動、火気等を扱う授業や校外学習は避けます。

（２）スクールバスは通常通り運行します。

４　下校中の発表

（１）保護者（又は代理人）が付き添っている場合

・・・通常通り、安全を確保しながら、ご帰宅願います。

（２）スクールバス利用の場合

・・・情報収集に努め、通常通り安全を確保しながらバスポイントへ向かいます。

（３）自力通学の場合

・・・通常通り、下校します。

５　遠足・校外学習・宿泊学習・修学旅行参加時の発表

（１）学校は情報収集に努め、安全を最優先に考え活動を制限する可能性があります。

（２）修学旅行先都道府県・同対策本部等の指示に従って行動する可能性もあります。

＜具体的な対策例＞　学校では以下の対策をとり、地震への備えを改めて徹底します。

○家庭と学校との連絡手段の再確認（地震発生後の引き渡し方法など）
○対策本部の設置（情報収集と関係機関との連絡体制の確認）
○学習活動の制限（指示や連絡の届きにくい場所での活動、火気等を扱う授業や校外学習は避けるなど）
○災害発生時の訓練の実施（避難訓練など）
○地震発生後の災害応急対策の確認
○施設設備の点検強化および必要な措置（落下や転倒防止、固定など）

＜参考＞

平成29年11月より、気象庁はこれまでの東海地震のみに着目した情報発表を行わないことになりました。そのため、保土ケ谷養護学校の**平成29年以前の東海地震警戒宣言発表による緊急対応（在宅中は休校、発表が解除されるまで休校など）はなくなります。**

学校では平常通り授業を実施しますが、より安全を優先した指導支援体制で教育活動を行い、実際の地震発生時に安全で迅速な対処ができるように体制を整えます。

ただし、発表内容や社会情勢に応じて、学校長の判断により対応が変わる場合があります。その際は別途学校より連絡します。（連絡手段：マチコミメール、学校ホームページ、電話）

「南海トラフ地震に関連する情報」には（臨時情報）と（関連解説情報）の二つの種類があります。（臨時情報）は、以下２つの条件のうちどれかに当てはまる時に発表されます。

情報発表条件
○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

【　Ｂ　】大規模地震等発生に伴う緊急対応

原則、学校は休校します。

１　在宅中の発生

（１）学校は休校となります。

（２）被害の程度によっては休校が続きます。

（３）授業を再開する場合は学校から連絡いたします。

２　登校中の発生

（１）保護者（又は代理人）が付き添っている場合

・直ちに登校を中止し、安全を確保しながらご帰宅願います。

（２）スクールバス乗車中の場合

・運行を中止し、児童・生徒の安全を確保しながら、乗車中の児童・生徒とともに学校へ向かいます。

・学校やバスから保護者へ連絡はしません。保護者は学校へ集まってください。学校でお子様を引き渡します。

・バスが故障・交通規制等で走行できない場合、または警察の誘導等により学校以外に避難した場合は、学校に参集した保護者を教員がバスまで誘導し、現地で引き渡します。現地で引き渡せなかった児童・生徒は、教員が学校へ連れてきて保護者のお迎えまで学校で待機します。

・学校での引き渡しは、保護者またはあらかじめ『非常時の児童・生徒のお迎え代理人氏名届出票』で学校に届け出られている「非常時のお迎え代理人」に限ります。なお、バス避難先等学校以外の場所での引き渡しは保護者に限ります。

（３）自力通学の場合

・原則として、自宅に近い場合は帰宅し、学校に近い場合はそのまま登校します。

・各家庭において「バスに乗る前なら帰宅する」「本人が判断することは難しいので必ず登校する」など、児童・生徒と対応策を確認してください。別紙にて対応策をお聞きします。

・保護者（又は代理人）は、登校したと確認ができたなら学校までお迎えをお願いします。帰宅した場合は学校に連絡してください。

３　学校にいる場合の発生

（１）保護者（又は代理人）は安全を確保しながら、学校までお迎えをお願いします。

（２）保護者（又は代理人）が迎えに来るまで児童・生徒は学校で待機します。

（３）状況に応じて児童・生徒の対応をします。お迎えの際は職員の指示に従ってください。

４　下校中の発生

（１）保護者（又は代理人）が付き添っている場合

・安全を確保しながら、ご帰宅願います。

（２）スクールバス乗車中の場合

・運行を中止し、児童・生徒の安全を確保しながら、乗車中の児童・生徒とともに学校へ引き返します。

・学校やバスから保護者へ連絡はしません。下校で利用しているバスポイントにバスが到着しなければ、保護者は学校へ集まってください。学校でお子様を引き渡します。

・バスが故障・交通規制等で走行できない場合、または警察の誘導等により学校以外に避難した場合は、学校に参集した保護者を教員がバスまで誘導し、現地で引き渡します。現地で引き渡せなかった児童・生徒は、教員が学校へ連れてきて保護者のお迎えまで学校で待機します。

・学校での引き渡しは、保護者またはあらかじめ『非常時の児童・生徒のお迎え代理人氏名届出票』で学校に届け出られている「非常時のお迎え代理人」に限ります。なお、バス避難先等学校以外の場所での引渡しは保護者に限ります。

（３）自力通学の場合

・原則として、自宅に近い場合は帰宅し、学校に近い場合は学校に戻ります。

・各家庭において「バスに乗ったら帰宅する」「本人が判断することは難しいので必ず学校に戻る」など、児童・生徒と対応策を確認してください。別紙にて対応策をお聞きします。

・保護者（又は代理人）は、学校に戻ったと確認ができたなら学校までお迎えをお願いします。帰宅した場合は学校に連絡してください。

５　遠足・校外学習・宿泊学習・修学旅行参加時の発表

（１）引率責任者と学校長の判断により、安全を確保できる場所に避難します。

（２）旅行先の都道府県・同対策本部等の指示による避難誘導がなされます。

ア　近隣校外活動中

・安全な経路を通って帰校し、学校にて待機します。

イ　遠足、宿泊学習、修学旅行等遠方で活動中

・現地にて警戒本部を設置し、引率責任者の指示に従って安全な場所で待機します。

・現地市町村の指示に従い、児童・生徒の避難指導及び安全確認に努めます。

【　Ｃ　】気象警報（暴風・大雪）発令中の緊急対応

１　在宅中の発令

（１）以下の場合には休校となり、緊急連絡をメール配信システム「マチコミ」にてメール配信します。「マチコミ」未登録の方は、電話にて学年の教員から連絡します。

ア　午前６時段階で神奈川県全域または神奈川県東部（横浜市）に「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」が出され、学校長が登下校時に危険が伴うと判断した場合。

イ　午前６時段階では各種警報は出されていないが、今後「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」が出される可能性が高いため、学校長が登下校時に危険が伴うと判断した場合。

（２）風水害や雪害の場合は、警報が発令されない時でも、地域によっては児童・生徒の安全を考えて登校を見合わせた方が良い場合も考えられます。各家庭で判断し、安全を確認した上で登校して下さい。

２　学校にいる場合の発令

（１）原則として下校時刻は変更しません。スクールバスも通常通り運行します。